

安全データシート

製品名

Santolubes150J

日付 2021年9月13日

安全データシート

1. 物質/製品および会社/企業の特定

物質/製品の特定

製品名

Santolubes150J

販売会社

(有)オブエレメンツテクニカル

福井県敦賀市公文名 80 号 141-16

TEL: 0770-21-3017

FAX: 0770-37-5019

製造会社

SantoLubes Japan GK

連絡先

住所

8-42. Hirayama Mikuni Machi Sakai shi

Fukui ken 〒913-004

JAPAN

電話番号

+81-776-43-1456

ファックス番号

+81-776-43-1466

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

火薬類

可燃性/引火性ガス

可燃性/引火性エアゾール

支燃性/酸化性ガス

高压ガス

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品

自然発火性液体

自然発火性固体

自己発熱性化学品

水反応可燃性化学品

酸化性液体

酸化性固体

有機過酸化物

金属腐食物質

急性毒性 (経口)

急性毒性 (経皮)

分類対象外

分類対象外

分類対象外

分類対象外

分類対象外

区分外

分類対象外

分類対象外

区分外

分類対象外

分類できない

区分外

区分外

分類対象外

分類対象外

分類できない

区分外

分類できない

健康に対する有害性

	急性毒性（吸入:ガス）	分類できない
	急性毒性（吸入:蒸気）	分類できない
	急性毒性（吸入:粉塵、ミスト）	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	分類できない
	目に対する重篤な損傷性/目刺激性	分類できない
	呼吸器感製作性	分類できない
	皮膚感作性	区分外
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	分類できない
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性・急性	分類できない
	水生環境有害性・慢性	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル
なし

注意喚起語
警告

危険有害性情報

軽度の皮膚刺激を引き起こし、目および呼吸器への刺激を引き起こす可能性があります。

注意書き【安全対策】

GHS 区分には付与されないが取扱時には
以下の点に注意する。

使用前に取扱説明書を入手すること。全ての安全注意を読み理解するまでとりあつかわないこと。

ミスト、蒸気、スプレーの吸入をしないこと。屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。製品の使用中は飲食・喫煙をしないこと。取扱い後は手をよく洗うこと。

保護眼鏡、保護面を着用すること。必要に応じて個人用保護具を使用すること。

【救急処置】

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合:多量の水、石鹼で十分に洗浄する。

目に入った場合:流水で十分に洗浄し、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合:無理に吐かせずに直ちに医師の診断を受ける。

最も重要な兆候及び症状:人によっては皮膚に触れた時、手荒れを起こすこともある。

【保管】

施錠して保管すること。

【廃案】

少量の場合はおが屑と混ぜて焼却する。焼却に際し硫黄酸化物が発生するのでスクラバーを具備した焼却炉で焼却する。

3. 成分構成/成分情報

3.1 有害成分

2.1.1 CAS 番号またはその他のコード
2.1.2 化審法官報公示整理番号
2.1.3 物質の化学名

企業秘密なので記載出来ない
企業秘密なので記載出来ない
合成炭化水素、添加剤

4. 危険性の分類

火災および爆発の危険性：可燃性

健康への有害性：本製品は、有害性が低いと予測される。

環境への有害性：本製品は、有害性が低いと予測される。

5. 応急措置

5.1 補足説明

-

5.2 吸入した場合

新鮮な空気の場所に移動させ、安静にし、必要に応じて医師の診断を受ける。

5.3 皮膚に触れた場合

多量の水、石鹼で十分に洗浄する。必要に応じて医師の診断を受ける。

5.4 目に入った場合

直ちに十分な水で洗浄する。その後、専門医の診察を受ける。

5.5 飲み込んだ場合

無理にはかせず口内及び唇を水で洗浄する。その後、医師の診察を受ける。

6. 火災時の措置

6.1 消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素

6.2 使ってはいけない消火剤

大量の水噴霧

6.3 消火を行う者の保護（保護具）

自給式呼吸装置と完全防護服。

7. 漏出時の措置

7.1 人体に関する注意事項

静電気の帯電を回避するための対策を行う。

7.2 環境に関する注意事項

砂、土または他の適当な吸収材で築堤し、下水、地表面、および地下水への製品の拡散を食い止める。

7.3 清掃手段

不活性吸収材で吸収する（たとえば砂、シリカゲル、酸性結合剤、万能結合剤、おがくず）。製品の付着した廃棄物は、項目 13 に従って廃棄する。

7.4 その他

漏出した場合は、直ちに地元管轄機関に連絡する。

8. 取扱及び保管

8.1 取扱

炎、過熱面、発火点から離す。容器を扱っているときは安全靴を着用する。

静電気の帯電を回避するための対策を行う。

8.2 保管

厳重に密閉した上、乾燥した涼しい場所に保管する。

9. 暴露制御 / 人体保護

9.1 暴露制御

9.2 職業上の暴露制御

十分な換気を行う。必要に応じて保護具を着用する。

9.3 呼吸の保護

霧状、噴霧または煙霧質の露出の場合には、適当な呼吸保護具と防護服を着用する。霧状の油：ガスマスク（有機溶剤用）。

9.4 手の保護

保護手袋

9.5 目の保護

安全ゴーグル

9.6 皮膚および身体の保護

必要に応じて防護服

9.7 環境に関する露出制御

排水、土壌または水質に対し、製品漏出の予防策をとる。

10. 物理的および化学的性質

10.1 一般的情報 (外観、臭気) オレンジ色液体

10.2 健康、安全、環境に関する重要情報

10.3 PH 中性

10.4 引火点 160°C

10.5 比重 0.9

10.6 水溶性 非水溶性

11. 安定性および反応性

11.1 回避すべき物質

強酸化剤との暴露を防止する。

11.2 有害分解生成物

特殊な危険分解生成物はないと見做している。

12. 毒性情報

12. 急性毒性

毒性データは、対応製品または物質を使用したテストに基づくもの。

経口 ラット LD50>15,800 mg/kg 事実上無毒性

経口 ウサギ LD50>7,940 mg/kg 事実上無毒性

目の刺激性 ウサギ 24 時間 3.5/110 スケール中 軽刺激性

皮膚の刺激性 ウサギ 24 時間 0.0/8.0 スケール中 無刺激性

13. 環境影響情報

13.1 分解性

24 時間 半連続式活性汚泥（SCAS）試験で、一次分解率は 12%から 30%で

あった。

13.2 蓄積性

ブルーギル（バス科）を用い、生物学的蓄積能力を、32日間以上測定した。本品はこの淡水種に、中庸の生物学的蓄積能力を有することが測定された。

13.3 生物毒性

経口 マガモ	LD50>4,640 mg/kg	事実上無毒性
経口 ウズラ	LD50>4,640 mg/kg	事実上無毒性
Fathead minnow（コイ科）	LC50>1,000 mg/kg	事実上無毒性

14. 廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止
3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃がらについては、（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令）に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張りをつける。

15. 輸送上の注意

国内規制： 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する・

陸上： 消防法危険物第4類第3石油類（非水溶性）、危険等級Ⅲ

容器：危険物の規制に関する規制別表3の2

金属製ドラム（200L）、金属製容器（20L）等

容器表示：一 危険物の品名 第3石油類、危険物等級Ⅲ、潤滑油

二 数量

三 火気厳禁

労働安全衛生法 通知対象物

海上： 船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送において

航空： 航空法 非危険物

国連分類： 国連の分類基準に該当しない。

国連番号： 該当なし。

追加の規制： 現在のところ有用な情報なし。

輸送特定の安全対策及び条件：

1. 火気厳禁
2. 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
3. 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、車両に標識を掲げる、又この場合当該危険物に該当する消火設備を備える、運搬時の積重ね高さは3m以下とする
4. 第1類及び第6類の危険物及び高圧ガス等と混載しない。

16. 法令に関する情報

消防法：危険等級Ⅲ、第四類第三石油類

PRTR法：該当せず

労働安全衛生法：通知対象物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物規制(拡散、流出の禁止)
海洋汚染防止法:油分排出規制(原則禁止)
水質汚濁防止法:油分排出規制(5mg/L 許容濃度)(ノルマルヘキサン抽出物として)
下水道法: 鉱油類排出規制(5mg/L)

17. その他の情報

17.1 引用文献

Santolubes LLC の SDS
ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute (米国国家規格協会)

- 17.2** 安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。
取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されますようお願い申し上げます。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。